

## 第32回消費者安全専門調査会における議論の整理

平成29年7月  
消費者委員会事務局

項目	番号	意見等
第2 事故の未然防止等のための事故情報の更なる活用に向けた分析	1	事故情報を通知する参画機関等が、消費者庁に情報を通知するインセンティブについて考えることが重要ではないか。
	2	データ分析技術の活用について、技術を活用すれば何でも可能というのではなく、技術を活用した分析により手掛かりはつかめるが、そこから先は人が分析することが必要。データ分析技術がどこまで使えるのかということも盛り込むべきではないか。
	3	事故情報データベースの参画機関は、機関単位で見ると収集した情報の分析は行っていると思う。事故情報データベースに集約された参画機関からの情報について、データ分析技術を用いてどこまで付加的な分析ができるか、検討することが大切ではないか。参画機関の人が集まって、専門的な立場から事故情報データベースに登録されている19万件のデータをどのように分析できるか明らかにするべきではないか。
第3 事故情報の公開について	1	「第3 2 事故情報のオープン化の意義」について、「消費者にとっての意義」、「事業者にとっての意義」が挙げられているが、「行政にとっての意義」もあるのではないか。
第4 海外における事故情報の分析・活用等	1	事故情報データベースは日本語で入力され、日本語で公開されているため、海外の事故に関するデータと一緒に分析することが難しい。将来的な課題と思うが、英語での公開などもできるようになると良いのではないか。
	2	事故情報に関する取組について、我が国がイニシアティブをとって国際的なコード化を図ることはできないか。日本の行政機関もしっかり取り組んでいると思うが、日本国内に閉じてしまっているのではないか。まずは、英語による事故情報の公開に取り組んではどうか。

項目	番号	意見等
第5 事故情報の更なる活用に向けた提言	1	事故情報の分析結果は、消費者教育機関とも連携を取って消費者に伝えることが重要ではないか。
	2	報告書の提言の部分は、情報の収集に関すること、分析に関すること、伝達に関することという流れで構成されていると思うが、これらの流れの中で各アクター（関係者）がどのように対応すればよいか分かるように、報告書に書いてほしい。
	3	事故に関する対策の効果について検証することが重要ではないか。例えば、事故に関するキャンペーンを行うことで、どれだけ事故が減ったか把握することが重要であり、報告書の提言にも盛り込むべきではないか。
	4	今回の分析の結果、各専門委員からいろいろな指摘が出ているが、これらの指摘を言いっ放しにするのではなく、その解決策についても明確に示せばよい。
全体	1	事故情報は、消費者、事業者にとっても重要であり社会で共有すべきもの。消費者も事業者も、事故情報を報告することで社会を良くすることができるのではないか。
	2	この報告書の名宛人である消費者庁の取組について、しっかりフォローアップすることが必要ではないか。報告書にあるような入力の方法を改めるだけでも各行政機関の実務に大きな影響を与える。そのため、消費者庁において、報告書を受けた対応について検討体制を整えることなどが重要ではないか。
	3	報告書で対象とする「事故情報」について、その定義を明確にするべきである。ヒヤリハット情報なども含むのか、また、生命・身体に関する被害の他、財産的な被害も含むのか明らかにすべきである。財産被害についても対象に含めた場合、そうした情報を公開すると悪用されることも懸念される。
	4	消費者安全調査委員会（以下「事故調」という。）では事故等の原因調査を行っている。報告書案では、事故情報データの品質の向上について提言しているが、事故調等の既存の機関とも連携して、事故情報の集め方を検討すると良いのではないか。